

# 法務局からのお知らせ

## 国籍事務の取扱い庁が変わります

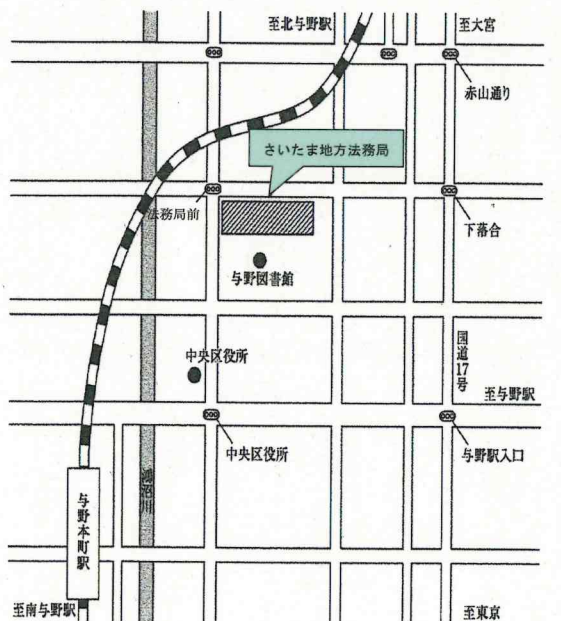
埼玉県内の国籍事務(帰化申請, 国籍取得・国籍離脱の届出)については, これまで法務局の各支局において取り扱ってきましたが, 平成28年1月4日(月)から, さいたま地方法務局戸籍課においてのみ取り扱うこととなります。

- 取扱いの変更に伴う手続き等はありません。
- 平成28年1月4日(月)以降の事務の取扱いは, 次のとおりです。

国籍事務の内容	戸籍課	各支局
帰化申請	○	×
国籍取得・国籍離脱の届出	○	×
国籍選択に関するご質問・ご相談	○	○

- 国籍相談は予約制となっておりますので, お越しになる際は, 事前に電話によるご予約をお願いします。

### さいたま地方法務局戸籍課の案内図及び交通手段



#### 【主な交通手段】

JR埼京線 与野本町駅東口下車徒歩8分

#### 【目標】

さいたま市中央区役所, 与野図書館

\* 東京入国管理局さいたま出張所と同じ建物です。

- 不明な点がありましたら, 下記までお問い合わせください。

さいたま地方法務局戸籍課 Tel.048-851-1000(代表)

住所 〒338-8513 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

さいたま第2法務総合庁舎